

青色申告

蒲田会報

No. 801

令和4年
2月号

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川慎郎

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まっています。会員の皆様におかれましては、令和3年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月16日(水)から3月15日(火)まで、消費税及び地方消費税は、3月31日(木)までとなつております。

令和3年中に土地・建物の譲渡等があつた方など、税務署での相談が必要な場合は、2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければならない場合があります。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができることがあります。訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○納付手続き

国税の納付は、安心・便利な「キヤツシユレス納付(クレジットカード納付・ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等)」をご利用ください。なお、振替納税は、新規申込みや、管轄税務署や金融機関を変更する場合、事前手続きが必要となります。納付期限・振替納税口座引落日につきましては、下表でご確認ください。

○延 納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(令和3年分は令和4年3月15日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を5月31日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は0.9%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。該当する方は、事務局での指導時にお申出ください。

○令和元年(または特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合
令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であつても、令和3年分の消費税課税事業者になります。この場合、下表の期限までに、令和3年の売上金額や仕入・経費等による消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○令和3年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

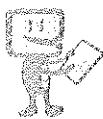
令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。なお、令和5年から簡易課税を選択する場合は、令和4年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。
また、令和4年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方も、令和5年分の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計額で判定することができます。
※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

○令和3年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び 復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和4年3月15日(火)	令和4年3月31日(木)	令和4年3月15日(火)
振替納税口座引落日	令和4年4月21日(木)	令和4年4月26日(火)	制度なし
延納税額納付期限 (口座引落)	令和4年5月31日(火)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので税務署相談窓口にてご相談ください。

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示によることは出来ません。

確定申告期限等から5年間、税務署からの領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。



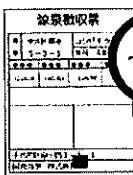
蒲田税務署からのお知らせ

スマホ・パソコンによるe-Tax申告のご案内

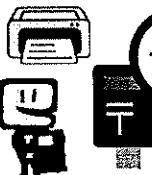
～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

ご自宅からのe-Taxのメリット

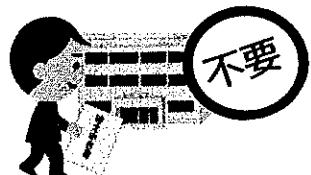
①添付書類



②印刷・郵送



③確定申告の来場



スマートフォンはこちら



STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

STEP 2 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP 3 e-Taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場は感染防止策を講じた上で開設します～

混雑回避のために「入場整理券を配付」します

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- お車でのご来場はご遠慮ください。

【申告書作成会場（蒲田税務署）】

申告書作成会場の入場整理券は
オンラインで事前発行

LINEアプリで
国税庁の公式LINEアカウント
を友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

期 間	会 所 在 場 地	時 間
2月1日(火) ～3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。	蒲田税務署 大田区蒲田本町 2-1-22	【受付】 午前8時30分から 午後4時まで 【作成・相談】 午前9時15分から 午後5時まで

- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

【問合せ先】〒144-8556 大田区蒲田本町2-1-22 TEL 03(3732)5151(代表)

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

令和3年度
納税表彰

11月11日(木)、蒲田税務署において、令和3年度納税表彰状の贈呈が行われました。(蒲田税務署と税務五団体(税理士会・青色申告会・法人会・間税会・納貯連合会)の共催)。新型コロナウイルス感染症の影響により、今回の表彰式及び祝賀会は中止となりました。

当会の受彰者は次の方々です。

(順不同、敬称略)

◎ 税務署長表彰受彰者
本間 勤 様 (監事)

◎ 税務署長感謝状受彰者
原 尚美 様 (副会長)
吉田 武史 様 (監事)
佐藤 康彦 様 (副会長)

◎ (一社)蒲田青色申告会会長感謝状受彰者
副会長 吉田 武史 様
副会長 佐藤 康彦 様

監事 原 尚美 様



蒲田青色申告会会長感謝状
受彰者

令和3年度 納税表彰

蒲田税務署長表彰
蒲田税務署長感謝状 受彰者

蒲田税務署長表彰

令和3年度 納税表彰

☆令和4年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割の減免を受けすることができます。なお、減免額には上限が設定されています。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和4年5月31日(火)まで、令和4年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。なお、自動車を新たに取得した場合は、登録(取得)の日から1ヶ月以内です。申請により自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。申請期限が過ぎますと、減免は受けられません。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター 03-1352-514066(平日午前9時から午後5時※土日・休日、年末年始12月29日から1月3日を除く)へお問い合わせください。

都税だより

☆2月は固定資産税・都市計画税

第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(月)までにお納めください。
納税には、安心で便利な口座振替をご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

☆個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等添付の上、税務署に申告する必要があります(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください)。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局での確定申告指導について

事務局での所得税確定申告指導会は、1月31日(月)から3月15日(火)(土・日・祝日を除く)となっておりますが、新型コロナウイルス等の感染症の予防対策として、完全予約制となります。消費税確定申告指導会は、3月17日(木)、18日(金)、22日(火)の完全予約制となります。

持参書類等につきましては、1月上旬に配布済みの「令和3年分 確定申告のご案内」の中の「所得税確定申告指導会のご案内」・「消費税確定申告指導会のご案内」をご覧ください。

なお、確定申告期間中のパソコンによる記帳及び決算・申告指導につきましては、お断りしておりますので、ご了承ください。

事務局より

◎消費税の指導について

「消費税確定申告指導会のご案内」(新聞型製本冊子)のとおり、消費税の指導会は3月17日(木)、18日(金)、22日(火)の予約制となります。すでに利用開始となつてあるマイナンバー制度の関係のため、所得税の確定申告と同時に指導は出来ませんので、ご了承ください。

◎昼食時間の対応について

事務局は12時～午後1時は休憩時間となります。12時～午後1時の間のご来局、電話対応はお断りしておりますので、ご了承ください。皆様のご理解・ご協力を願います。

◎お願い

確定申告時期は来局者が多く、事務局の受付は大変混雑いたします。受付票の記入に手間取り、結果、予約時間に指導を開始出来ない方もいらっしゃいます。受付の混雑緩和と待ち時間の短縮を図るため、「令和3年分 確定申告のご案内」の中の「令和3年分 確定申告指導受付票」と「確定申告指導確認票」(裏面)・「令和3年分 特殊事項確認票」を事前に記入し、事務局来局の際はご持参くださいよう、お願い申し上げます。

※13ページの「令和3年分 確定申告指導受付票」は、会員氏名・生年月日・配偶者等・本人障害の有無・住所・事業内容・電話番号・質問事項をご記入ください。

※14ページの「確定申告指導確認票」は、所得の種類・記帳について・収入について・経費について・青色申告特別控除について・確定申告の方法の該当箇所にチェックを入れ、最下段の日付・会員名(来局者名)をご記入ください。

※16ページの「令和3年分 特殊事項確認票」は、新型コロナウイルス感染症対策による補助金等の収入についての確認頂き、ありの場合は、金額や振込日を記載し、決算書にその金額が反映されているかを確認ください。皆様のご理解とご協力を願います。

1月号会報に同封した「電子取引データの保存方法をご確認ください」チラシについて、令和3年12月27日、やむを得ない事情がある場合は2年間猶予する旨の発表がありました。つまり、令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



一月 事業報告

五日～一一日	源泉所得税年末調整指導会
二〇日	執行部会
二四日～二八日	確定申告が初めての方のための指導会
二六日	理事会
二八日	蒲田税務五団体連絡協議会
三一日	蒲田税務署
所得税確定申告指導会	消費者生活センター
事務局	事務局